

## 吉野川市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び同条第10項の規定に基づき、令和4年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年12月28日

吉野川市監査委員 川真田 大作

吉野川市監査委員 塩田 智子

### 令和4年度 定期監査の結果に関する報告及び意見

#### 第1 監査の対象

令和3年度吉野川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 第2 監査の期間

令和4年6月10日から令和4年10月24日まで

#### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行については、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理等が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着眼して監査を実施した。また、経営に係る事業の管理については、各事業が経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて管理されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに、例月出納検査の結果をも考慮した。

#### 第4 監査の結果

##### 1 全体事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

##### 2 個別指摘事項

各課等に対する指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

#### (1) 総務課

市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めるか長期継続契約を締結する必要があるが、複数年度にわたる産業医委嘱契約について、これら必要な事務手続をしていなかった。

#### (2) 管財システム課

市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めるか長期継続契約を締結する必要があるが、複数年度にわたる職員公舎用建物賃貸借契約について、これら必要な事務手続をしていなかった。

#### (3) 税務課

吉野川市市税に係る返還金の支払要綱では「瑕疵ある課税処分に基づき納入された市税で地方税法の規定によっては還付することができない過誤納金相当額（以下「返還金」という。）を寄付又は補助として支出する」旨を定めているが、固定資産税の返還金について、償還金利子及び割引料として支出していた。

#### (4) 子育て支援課

市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めるか長期継続契約を締結する必要があるが、複数年度にわたる鴨島児童館駐車場用土地賃貸借契約について、これら必要な事務手続をしていなかった。

地方自治法では「債権について督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」旨を定めているが、児童扶養手当返納金について、時効の完成が近づいているにもかかわらず、訴訟手続による履行請求など必要な措置を講じていなかった。

旧知恵島幼稚園建物の選挙時における施設利用に関する覚書では「市は児童クラブに貸し付けている建物を選挙時に一時利用することができる」旨を定めているが、この建物を市が投票所として利用するに当たって、選挙管理委員会から児童クラブへ使用許可の申請をさせていた。

#### (5) 都市計画住宅課

地方自治法では「用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可することができる」旨を定めているが、業者が市営住宅に自動販売機を設置するに当たって使用許可申請書を提出していたにもかかわらず、使用許可の手続を行うことなく使用料を徴収していた。

吉野川市財務規則では「予定価格の決定など随意契約締結の事務手続」を定めて

いるが、浄化槽維持管理業務について、市営住宅ごとに予定価格を定めて契約事務を進めていたにもかかわらず、業者ごとに一括して随意契約を締結していた。

労働安全衛生規則では「高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない」旨を定めているが、職員が市営住宅屋根の防水修繕作業をするに当たって必要な措置を講じていなかった。

#### (6) 生活あんしん課

過年度において防犯灯電力契約の切替申請ができていなかったことについて、その原因や責任の所在を十分に調査することなく再度、当該申請業務を委託していた。

市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めるか長期継続契約を締結する必要があるが、複数年度にわたるカーブミラー設置敷土地賃貸借において、契約の自動更新を規定するなど長期継続契約が適正に締結されていなかった。

#### (7) 財政課

吉野川市財務規則では「歳出予算流用の事務手続」を定めているが、予算流用要求書を財政課が起票するなど事務手続が適正になされていなかった。

#### (8) 健康推進課

期限までに接種券を発送するため、発送用封筒作成業務について特定の業者を選定したにもかかわらず、封筒の納入期限が接種券の発送期限より後の日となっていた。

地方自治法では「予算の執行にあたり、その裏付けが必要となる」旨を定めているが、令和3年度予算に基づく印刷製本業務を前年度に発注していた。

地方自治法が求める「最少の経費で最大の効果を挙げる」ため、少額の印刷業務をまとめて入札に供するなど経済性と計画性に配慮する必要があるが、がん検診や母子保健事業、保健対策事業に係る印刷業務を個別に発注していた。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務委託や会場使用物品借上の随意契約の手続において、吉野川市財務規則で定める予定価格を設定していなかった。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る会場使用物品借上の随意契約において、

仕様書の賃貸借期間と契約書の賃貸借期間が異なっていた。

**(9) 生涯学習課**

市が業務を委託するときは仕様書を作成する必要があるが、市少年の森野外活動センター運營業務の委託において仕様書を作成せず、検査も適切になされていなかった。

吉野川市教育委員会事務委任等規則では「教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任する事項」を定めているが、教育長に委任されていない社会教育委員の委嘱について、教育委員会の議決を受けていなかった。

**(10) 商工観光課**

吉野川市財務規則では「検査調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について、検査調書を作成していなかった。

**(11) 会計課**

吉野川市財務規則では「繰替払の事務手続」を定めているが、繰替払整理票を作成していないなど事務手続が適正になされていなかった。

**(12) 防災対策課**

市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めるか長期継続契約を締結する必要があるが、複数年度にわたる防火水槽用土地等賃貸借契約について、これら必要な事務手続をしていなかった。

**(13) 長寿いきがい課**

介護保険特別会計の歳入決算において、一般会計繰入金の調定減額を失念し収入未済額を計上していた。

**(14) 川島こども園**

吉野川市職員被服等貸与規程では「貸与を受けることのできる被服等の種類」を定めているが、定めのない作業服を購入し貸与していた。

**(15) 運転管理センター**

地方自治法では「市長の権限に属する事務の一部を職員等に委任できる」旨を定めているが、この委任がなされていないにもかかわらず、同センターの所長が予定価格調書を作成していた。

地方自治法では「議会の委任による市長の専決処分」を定めているが、議決によ

り市長の専決事項に指定された損害賠償額の決定について、専決処分や議会への報告をしていなかった。

#### (16) 学島小学校

地方自治法では「市長の権限に属する事務の一部を職員等に委任できる」旨を定めているが、この委任がなされていないにもかかわらず、学校長が契約を締結していた。

吉野川市財務規則では「検査調書の作成が省略できる条件」を定めているが、適切な検査がなされておらず、作成が省略できない事案について、検査調書を作成していなかった。

### 第5 結果に基づく意見

#### 1 法令等の遵守

法令等の遵守に関する意見は、次のとおりである。

##### (1) 根拠の明確化

職員は、職務を遂行するに当たっては法令等に従わなければならないが、事案を処理するに当たっては文書により決裁を受けなければならない。職員一人ひとりが、分掌する事務に関する法令等を熟知することはもとより、適用又は運用した根拠規定や事案の決裁権者を明確に説明できるように、決裁文書や関係資料を保存されたい。

##### (2) 偽装請負の防止

市が締結する業務委託契約や工事請負契約は、民法が定める請負契約、委任契約又は準委任契約に該当する。このため、職員が契約の相手方の従業員に対して直接、指揮命令した場合には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律が禁じる「偽装請負」となるので、監督の実施に当たっては十分に留意されたい。

##### (3) 受注機会の確保

障がい者就労施設等の受注機会の増大が図られるように努めることは、市の重要な責務である。契約の発注見通しをあらかじめ公表するなど障がい者就労施設等と随意契約を締結する際に必要な事務手続を確認し、障がい者就労施設等からの物品等調達に全庁を挙げて取り組まされたい。

## 2 事務事業の執行

事務事業の執行に関する意見は、次のとおりである。

### (1) 収入未済金の縮減

本市は、市民負担の公平性や行政への信頼確保、財政基盤強化の観点から「行財政調査研究会」の下部組織として「債権管理部会」を設置しているが、その実効性を確保するためには、会議を定期的を開催して個々の取組や進捗の状況を検証する必要がある。全庁が連携して収入未済金を縮減するために、強制徴収公債権に係る「滞納処分」や非強制徴収公債権・私債権に係る「強制執行」の法的措置を整理し、各債権の消滅時効を意識して事務手続を進められたい。

### (2) 検査資料の保存

契約金額が20万円を超えないものに係る検査においては検査調書の作成を省略することができるが、この場合にあっても、いつ、どこで、誰が、どのように検査を実施したのかを明確に説明できることが求められる。検査調書の作成を省略した事案について、検査の内容や業務実施前後の状況が明らかになるように写真など関係資料を保存されたい。

### (3) 価格の妥当性

既存システムの使用を継続するために必要なソフトウェアの更新やハードウェアの保守運用をそのシステムの導入業者しか行えない状態のことを「ベンダーロックイン」と言うが、公正取引委員会は競争政策の観点から地方公共団体等におけるシステム調達の実態を調査している。実務的にベンダーロックインを回避できず、特定の業者と随意契約を締結せざるを得ない事案であっても、取引の実例価格や需給の状況、履行の難易等を丁寧に調査して適切な価格で契約を締結されたい。

### (4) 財務諸表の把握

企業等の財務諸表のうち貸借対照表は資金の調達・運用等の財政状態を、損益計算書は会計期間における経営成績を明らかにするものであるが、市と関連のある企業等の財政状態や経営成績を把握しておくことは、市が確実に事務事業を進める上で重要である。市が業務を委託した企業等や市の施設を管理する指定管理者、市が株主となっている会社や市が保有する債券に係る団体等の財政状態や経営成績について、貸借対照表や損益計算書など財務諸表により常に把握されたい。